

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟
役員候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟(以下「本連盟」という。)の定款第4章第14条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の資格)

第2条 本連盟の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「特定非営利活動促進法」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは、知的障がい陸上競技の分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与しうること
- (6) 本連盟の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員(以下、単に「暴力団員」という。)及びその他の反社会勢力であったことがないこと

(役員候補者選考委員会)

第3条 理事会は、役員の改選を行う定時総会の相当期間前に、本連盟の理事候補者及び監事候補者、並びに会長候補者、副会長候補者の選考のため、役員候補者選考委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、総会において役員が決定し、理事会において業務執行理事が決定するまで存続する。
- 3 委員会に、次の委員を置く。
 - ① 委員長 1名
 - ② 委員 若干名
- 4 委員は、理事、監事及び外部の学識経験者のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 5 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。ただし、ほかの委員が招集することを妨げない。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席議員が協議の上、議長を定める。
- 3 委員長は、議員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

(役員候補者の推薦)

第5条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

- 2 理事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 役員又は外部の学識経験者による推薦
 - (2) 第6条第1項の会長候補者による推薦
 - (3) 委員会による推薦
- 3 監事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 役員又は外部の学識経験者による推薦
 - (2) 委員会による推薦

(役員候補者の決定)

第6条 委員会は、最初に会長候補者のみを決定し、理事会に答申する。

2 前項に基づき答申した会長候補者が理事会にて承認されたときは、委員会と会長候補者は、被推薦者から役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成し、理事会に答申する。ただし、選出された被推薦者の人員が、定款に定める最低人員に不足するときは、委員会は、定員に満つるまで、不足する人員を選考するものとする。

3 前項の答申を受けた理事会は、委員会の答申を尊重して、審議を行い、役員候補者を決定する。

(役員決定)

第7条 理事会は、前条第3項の役員候補者について、総会に提案する。

2 定款14条に基づき、総会は、前項の役員候補者名簿について審議の上、役員を決定する。

(業務執行理事の決定)

第8条 会長候補者は、委員会と協議の上、第6条第3項の役員候補者から、定款第14条の副会長、理事長、副理事長、理事の候補者を決定する。

2 前項の手続きは、第4条を準用する。

3 前条第2項により決定した役員で構成する最初の理事会において、定款第14条第2項に基づき、第1項の候補者について審議の上、会長1名、副会長1名、理事長1名、副理事長2名以内を決定する。

(本規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

この規程は、令和3年1月25日から施行する。